

3.4 コンテナ保安問題

3.4.1 日本

平成 24(2012)年 3 月 30 日に「関税定率法等の一部を改正する法律案」が国会で可決、成立したことにより、海上コンテナ貨物に係わる出港前報告制度(日本版 24 時間ルール)が導入されることとなった。【資料 3-4-1-1】

同制度はテロ行為等に使用される疑いのある貨物を特定し、事前に予防対策をとることを目的に、わが国に入港しようとする船舶に積み込まれた海上コンテナ貨物に係わる積荷情報を原則として船積港を船舶が出港する 24 時間前までに電子的に税関に報告することが求められており、平成 26(2014)年 3 月から施行されることとなった。

3.4.2 米国

米国国土安全保障省(DHS)のジャネット・ナポリターノ長官は、平成 24(2012)年 5 月 2 日、同 7 月 1 日に実施を予定していた「コンテナ全量検査法(100%コンテナスキャンニング)」(詳細は『船協海運年報 2008』および『船協海運年報 2009』参照)の期限を 2 年間延期する旨連邦議会に通知し、同法の実施期日は 2 年間延期された。